

第 2 総務関係業務

1 保有個人情報の開示等の状況

(1) 保有個人情報の開示の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、令和6年度に行った保有個人情報の開示状況は、次のとおりである。

福島県警察官（警察官A）採用候補者試験（第1回）に係る試験結果 2件
 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験（第2回）に係る試験結果 1件

(2) 受験者本人への成績提供の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、令和6年度に行った受験者本人への成績提供の状況は以下のとおりである。

試験区分	第 1 次 試 験				第 2 次 試 験				合 計		
	提供期間	対象者	提供 件数	提供率%	提供期間	対象者	提供 件数	提供率%	対象者	提供 件数	提供率%
大学卒程度 うち行政事務	6. 6. 26～	48	3	6. 3	6. 8. 20～	315	139	44. 1	363	142	39. 1
	6. 7. 25	24	2	8. 3	6. 9. 19	195	89	45. 6	219	91	41. 6
大卒（先行） うち行政事務	6. 4. 24～	256	12	4. 7	6. 6. 12～	83	31	37. 3	339	43	12. 7
	6. 5. 23	255	11	4. 3	6. 7. 11	66	27	40. 9	321	38	11. 8
大学卒程度 （第2回）	6. 11. 7～				6. 12. 9～						
	6. 12. 6	12	2	16. 7	7. 1. 8	12	2	16. 7	24	4	16. 7
資格免許職	6. 10. 8～				6. 11. 13～						
	6. 11. 7	2	0	0. 0	6. 12. 12	4	0	0. 0	6	0	0. 0
高校卒程度 うち行政事務	6. 10. 8～	38	2	5. 3	6. 11. 13～	52	20	38. 5	90	22	24. 4
	6. 11. 7	18	1	5. 6	6. 12. 12	27	14	51. 9	45	15	33. 3
職務経験者	6. 10. 29～				6. 12. 4～						
	6. 11. 28	67	16	23. 9	7. 1. 6	60	14	23. 3	127	30	23. 6
警察官A （第1回）	6. 6. 5～6. 7. 4（但し、共同 試験受験者は7. 1. 6～7. 2. 5）	14	1	7. 1	6. 8. 20～						
					6. 9. 19	130	27	20. 8	144	28	19. 4
警察官A （第2回）	6. 10. 8～				6. 12. 4～						
	6. 11. 7	3	0	0. 0	7. 1. 6	17	5	29. 4	20	5	25. 0
警察官B	6. 10. 8. ～6. 11. 7（但し、共同 試験受験者は7. 3. 17～7. 4. 16）	10	1	10. 0	6. 12. 4～						
					7. 1. 6	127	37	29. 1	137	38	27. 7
学校栄養	6. 10. 8～				6. 11. 13～						
	6. 11. 7	9	1	11. 1	6. 12. 12	3	3	100. 0	12	4	33. 3
学校事務	6. 10. 8～				6. 11. 13～						
	6. 11. 7	17	1	5. 9	6. 12. 12	28	12	42. 9	45	13	28. 9
合 計		476	39	8. 0		831	290	34. 9	1, 307	329	25. 2

2 公文書の開示状況

福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第12条第1項の規定に基づき、令和6年度に行った公文書の開示状況は、次のとおりである。

開示決定日	決定内容	不開示の理由
6. 4. 23	不開示	<ul style="list-style-type: none"> ・法人より公にしないとの条件で提供を受けた情報であって、当該情報を公にすることにより、法人の利益を害するおそれがあるため。 ・公にすることにより、公正かつ円滑な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため。
7. 3. 17	一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるため。 ・県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 ・県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和6年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
6. 6. 18	議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第15号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
6. 12. 3	議案第14号 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
6. 12. 6	議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第53号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第54号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第55号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
7. 2. 14	議案第33号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 議案第34号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第35号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第36号 福島県旅費条例の一部を改正する条例 議案第37号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第63号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和6年度中は総務関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。